

古河電工健康保険組合付加給付支給規程

(この規程の目的)

第1条 この規程は、組合同約第53条及び第54条の規定による一部負担還元金及び付加給付の支給手続きにつき必要とする事項を規定する。

昭和59年10月1日健康保険法改正による

(支払方法)

第2条 付加給付金の支給は原則として毎月の事業主給与に直結させるものとし、支給方法、支給日等については、事業主給与のそれに組入れてこれを行う。但し事業主給与計算の行われぬものについては別に支給する。

(傷病手当金付加金)

第3条 傷病手当金付加金の請求は法定給付の請求書を受領したとき、被保険者より請求があったものとみなし、付加金を算定し支給する。

(出産手当金付加金)

第4条 出産手当金付加金の請求は法定給付の請求書を受領したとき、被保険者より請求があったものとみなし、付加金を算定し支給する。

(延長傷病手当金付加金)

第5条 延長傷病手当金付加金の請求は法定給付の請求書を受領したとき、被保険者より請求があったものとみなし、付加金を算定し支給する。

(家族療養費付加金)

第6条 家族療養費付加金の請求書は、社会保険診療報酬支払基金を経由する診療報酬明細書もしくは、調剤報酬明細書にかかる分については、当該明細書データまたは明細書を組合で受領したとき、または療養費、第二家族療養費にかかるものについては、支給申請書を組合が受領したとき、それぞれ被保険者より請求があったものとみなし、付加金を算定し支給する。

(一部負担還元金)

第7条 一部負担還元金は、社会保険診療報酬支払基金を経由する診療報酬明細書もしくは調剤報酬明細書、または事業主医療機関により請求される診療報酬明細書もしくは調剤報酬明細書にかかる分については、当該明細書を組合で受領したとき、また療養費、第二家族療養費にかかるものについては、当該申請書を組合で受領

したときに、それぞれ被保険者より請求があったものとみなし算定し支給する。

(合算高額療養費付加金)

第8条 合算高額療養費付加金の支給額は、社会保険診療報酬支払基金を経由する診療報酬明細書もしくは、調剤報酬明細書にかかる分については、当該明細書データまたは明細書を組合で受領したとき、または療養費、第二家族療養費にかかるものについては、支給申請書を組合が受領したとき、それぞれ被保険者より請求があったものとみなし、付加金を算定し支給する。

(訪問看護療養費付加金、家族訪問看護療養費付加金)

第9条 訪問看護療養費付加金、家族訪問看護療養費付加金の支給額は、社会保険診療報酬支払基金を経由する訪問看護療養費明細書にかかる分については、当該明細データまたは明細書を組合で受領したときまたは療養費、第二家族療養費にかかるものについては、支給申請書を組合が受領したとき、それぞれ被保険者より請求があったものとみなし、付加金を算定し支給する。

(付加給付の支給除外)

第10条 自治体で実施の医療費助成及び学校等の怪我で日本スポーツ振興センターなど、学校で加入している保険の給付等が受けられる場合は、組合同約第53条及び第54条の規定による一部負担還元金及び付加給付の支給は行わない。

附 則

この規程は、昭和46年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 2 月 15 日付 古河電工健保発第 226 号届出）

（施行期日）

この規程は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。